

## 委員会提出議案第10号

### 法曹養成制度の見直しを求める意見書

政府は、本年8月、内閣に法曹養成制度関係閣僚会議を設置し、同会議の下に学識経験者等の意見等を求めるために法曹養成制度検討会議を置くなど、司法を支えるにふさわしい法曹養成制度の検討に着手しました。これは、平成14年3月に閣議決定した「司法制度改革推進計画」に基づき司法試験合格者数を年間3,000人程度とすることを掲げた法曹養成制度が、当初の想定どおりには機能していないなど、様々な課題の指摘を受けたことによるものです。

実際の司法試験の年間合格者は2,000人程度でとどまっていますが、平成14年の閣議決定時に比べ、弁護士人口は大幅に増加しています。こうした中、新人弁護士の就職難が起き、法律家としての知識・技能等を修得するうえで困難が生じ、質的な面での低下が懸念されています。

このようなことから、埼玉弁護士会は、平成21年5月に司法試験の年間合格者数を1,000人程度とすべきことを政府に求める旨の総会決議を行っています。また、本年4月20日、総務省は、弁護士の供給過多による就職難の発生とともに、実務経験を積む機会の不足による質の低下を懸念し、司法試験の年間合格者数の目標値について検討することを法務省に勧告しました。

よって弁護士の質や市民の法的利益を適正に確保する観点から、社会情勢に伴う法的需要や司法基盤整備の状況とのバランスのとれた弁護士人口となるよう法曹養成制度の見直しを行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月23日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 小森谷 優